

4月号

あおぞら

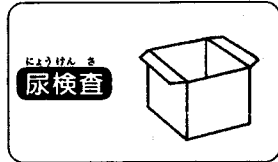
<4月の保健目標>

・ **自分のからだを知ろう!**

ご入学・ご進級おめでとうございます。春がやってきましたね!
一学期には健康診断があります。まず、自分のからだの状態を知りましょう。
そして、体も心も健康で元気に学校生活を送れるといいですね。
この保健便りはぜひ、お家の方とお子様とで読み、一緒に健康について話を
する機会にしていいただければと思います。

健康診断がはじまります

～こんな検査を行います～



そのほか、**耳や鼻、のど**を
調べたり、**心臓**の検査を
したりします。

(4月の予定)

11	金	身体測定④⑤⑥
14	月	身体測定 ポプラ①②③ 尿・ギョウ虫(123年)検査配布
15	火	尿検査回収 視力検査①② 聴力検査⑤
16	水	尿検査回収予備 ギョウ虫検査回収①②③ 視力検査③④ 聴力検査②
17	木	歯科検診9:00～
18	金	1年給食開始 ギョウ虫回収予備①②③ 視力検査⑤⑥ 聴力検査③

21	月	耳鼻科検診13:15～
22	火	視力・聴力ポプラ 聴力検査①
23	水	視力再検査⑤⑥
24	木	視力再検査③④
25	金	眼科検診10:30
26	土	
27	日	
28	月	視力再検査①②

健康診断

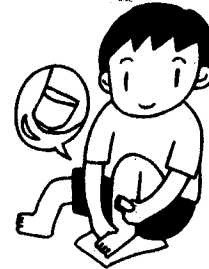
★前の日は…



お風呂に入っ
てからだを清潔に



耳そうじを
しておく



手と足のツメを
切っておく

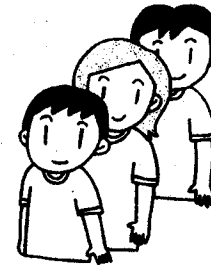


早く寝て
ゆっくり休む

★当日は…



清潔な下着を
きてくる



きちんとならんで
静かに待つ



前の人のやり方を
よく見ておく



校医の先生へのあいさつ、
返事ははっきりと

* 校医の先生を紹介します *

(内科) 西川 亨 先生 (眼科) 宇野 静恵 先生
(耳鼻科) 内田 邦明 先生 (歯科) 渡部 日恵 先生
(薬剤師) 荻野 琢也 先生



* 治療のお願い *

健康診断の結果、治療や検査が必要な人には、お知らせ(治療のお願い)を配布
します。早めに専門医で診ていただくようにしてください。特に耳鼻科・眼科検診
で見つかった病気はプールが始まるまでに必ず受診してください。

* 保健室からのお願い *

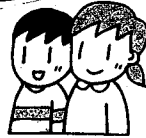
- ・ お子さんがおもらしをした時、保健室にある新品のパンツをはかせて帰しますので、
新しいパンツを買って返してください。
- ・ シャツやズボン等が汚れた場合も貸し出しします。借りたら洗って返してください。
- ◎ご家庭に、使わない保冷剤がありましたら寄付していただくと助かります。

4月は学年はじめですので、不安や緊張もあり、疲れやすいことと思います。お家では心も体もゆっくり休ませてあげてください。



保健室の帰途です。

みなさんが、心はおだやかに、体は元気いっぱい楽しい学校生活がおくれるよう、応援しています。よろしくお祈りします。

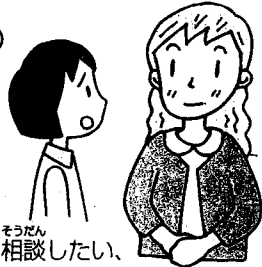


まず、保健室はどんなところか、かんたんにご紹介しますね。

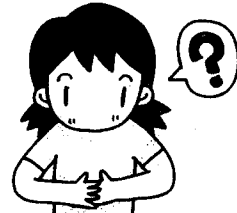
こんなときは保健室へ



学校でけがをした、ぐあいが悪くなった



相談したい、話を聞いてほしい



からだやこころのこと、健康について知りたい

おぼえてね！保健室のやくそく



けがや病気で来たときはなるべく担任の先生に言う

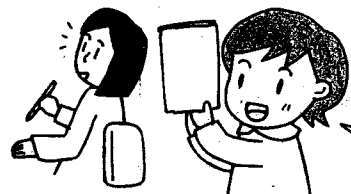


「(からだの)どこが」「どうして」「どんなようすか」を伝える

保健室の中はさわやかです

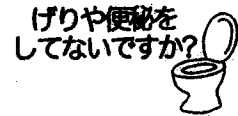
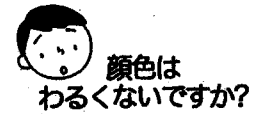
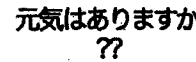
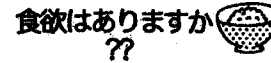


保健室の中でさわがない



ものを使う・かるときはひと声かけて

朝の健康観察のお願い～ お子さんにいつもと違う様子はありますか？



家庭に支えられ子どもの学校生活があります。どうぞ家庭での子どもの生活習慣を整えてあげてください。

*** 日本スポーツ振興センターについて ***

学校の管理下でけがをし、受診した場合、「独立行政法人日本スポーツ振興センター」より医療費が給付されますので、学校までお知らせください。

○学校の管理下とは・・・

- ・授業を受けているとき(各教科、遠足、掃除など)
- ・学校の教育計画に基づいて行われる課外活動を受けているとき(宿泊学習など)
- ・登下校中(しかし、通学路以外で登下校した場合は対象外)

○以下の場合の対象外となりますのでご了承ください。

- ・保険診療の合計が**1,500円未満**の場合。なお、保険診療以外(200床以上ある病院の特別療養費、歯科での保険外診療など)は合計されません。
- ・災害発生から**2年間**請求されなかったもの。

※ 学校管理下で発生した「けが」については、一度お支払いいただき、この制度を利用することを基本としますが、「志木市子ども医療費助成制度」等の他の制度を利用した場合でも、1割請求することができます。また、申請する場合、病院等の領収書の原本の提出が必要となります。

<保護者の方へ～志木市子ども医療費助成制度について～>

3月に子育て支援課から、「子ども医療費の受給要件変更について」の通知が配布されました。再度、ご確認いただければと思います。

- 現時点の受給資格認定者は自動更新され、毎年の登録申請は不要です。
- 受給要件の市税・国民健康保険税・保育料の完納対象は家計の中心者と配偶者です。
- 市税などを分割納付している場合でも一定の条件を満たせば、受給資格を得ることができます。